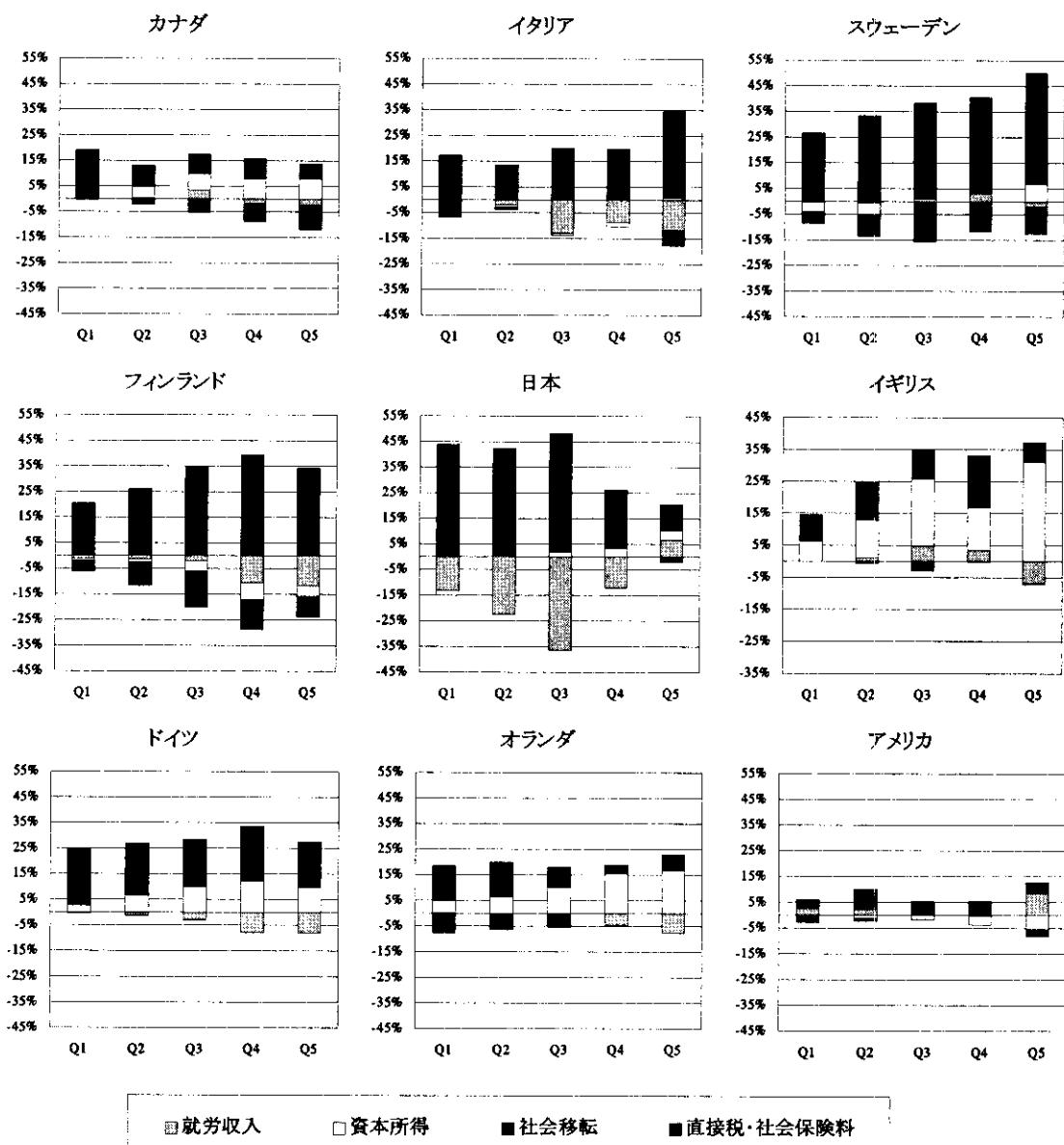
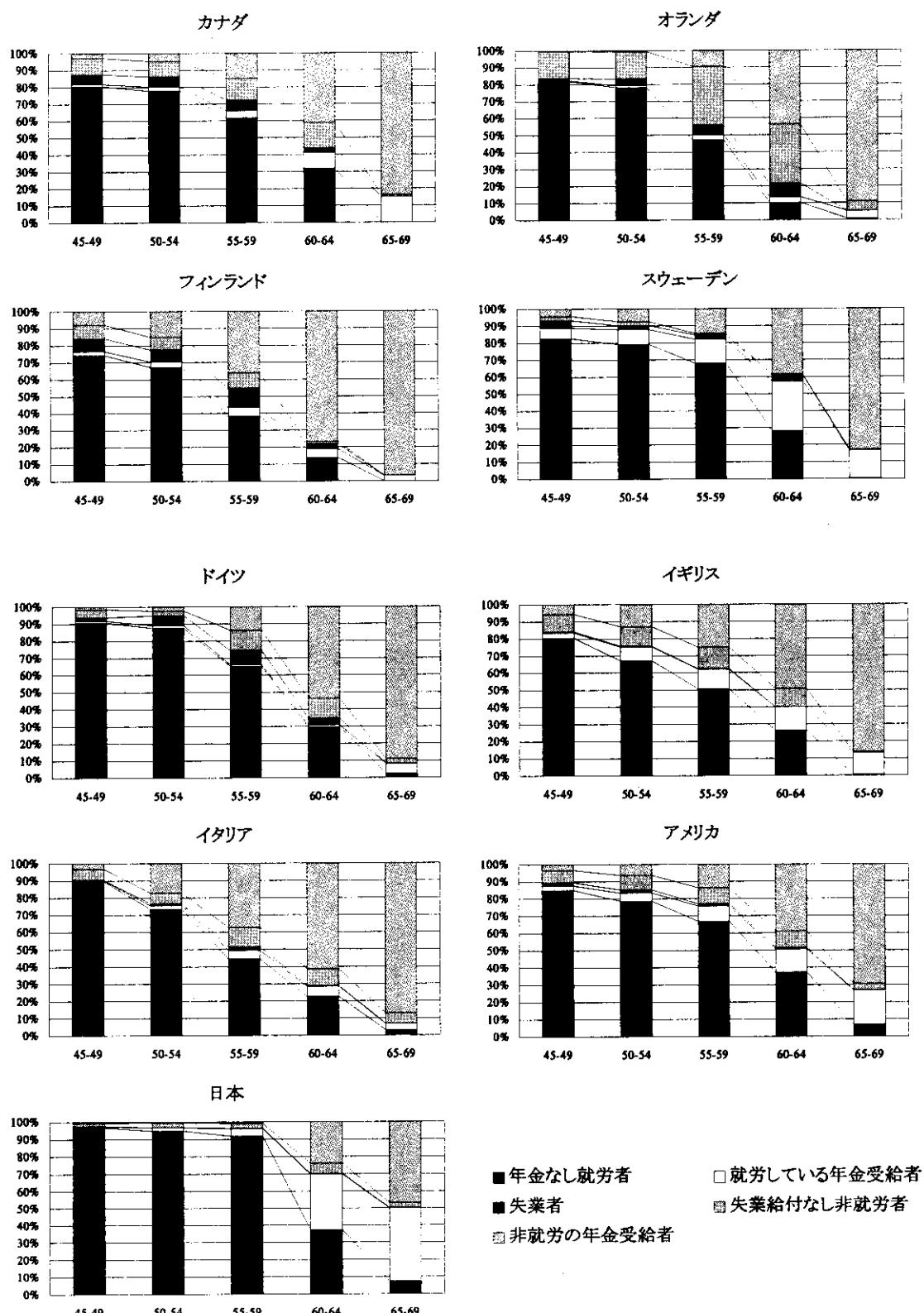


図3：65歳以上人口の所得五分位毎・所得構成要素毎の引退期所得の実質伸び率  
(1980年代半ばから1990年代半ば)



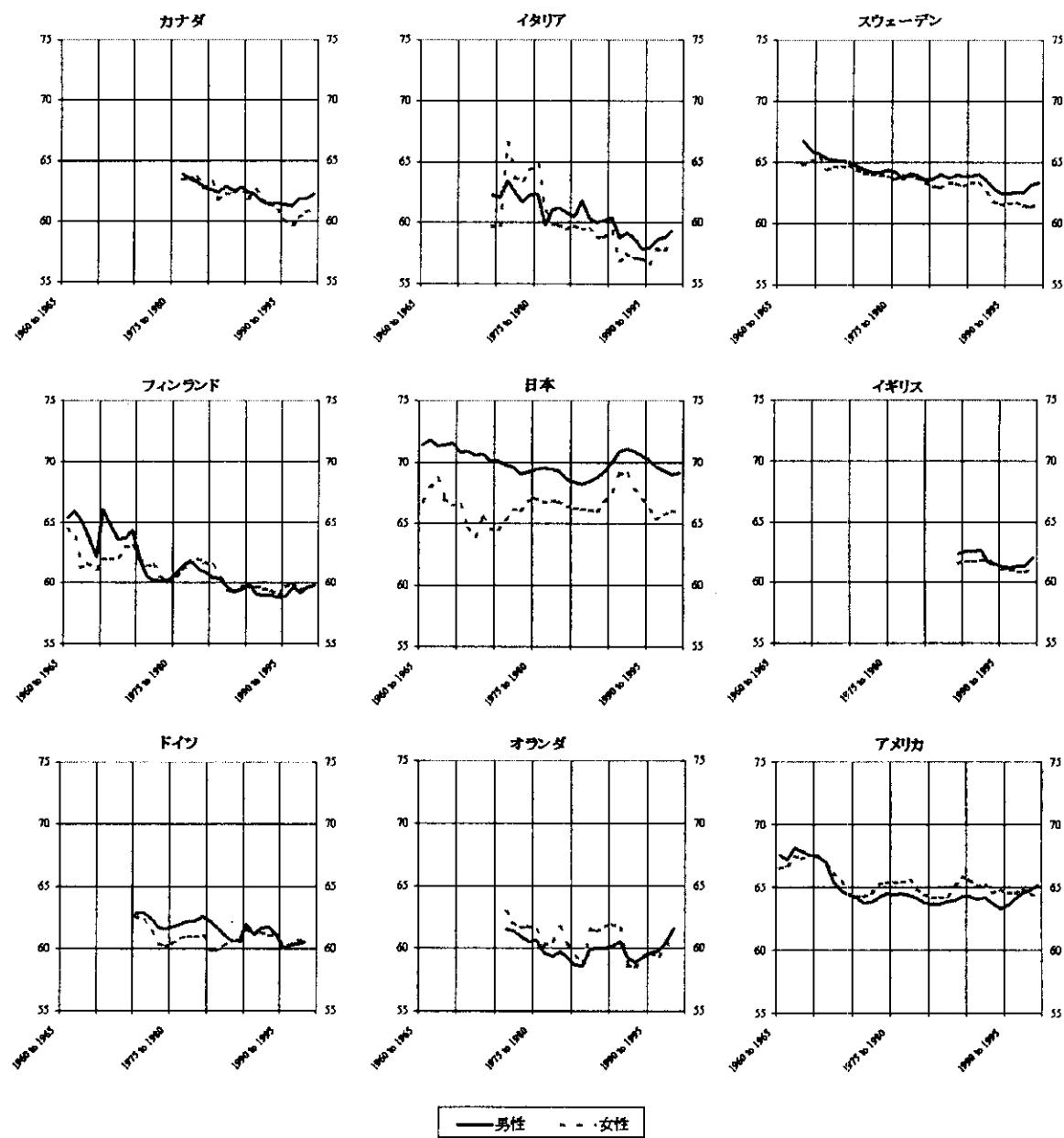
出典:OECD(2001) p.39

図4：1990年代半ばにおける中高齢者男性の就労と給付状況



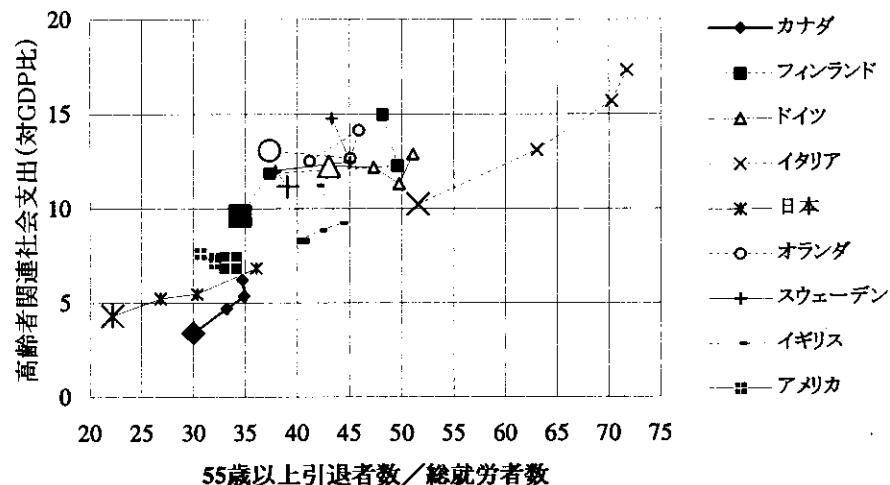
出典：OECD(2001) p.36 (元データは主にOECDによるルクセンブルグ所得研究アーカイブの再集計)

図5：男女別労働市場からの退出年齢のトレンド



出典: OECD(2001) p.81

図 6：引退者の対総就労者比率と高齢者関連社会支出の対 GDP 比率との関係  
(1980、1990、1995、2000 年)



註: 大きく表示されているシンボルが1980年を表す。  
出典: OECD(2001) p.178

## **第4章 保育、就業選択と所得格差 —子育て世帯の所得構造に関する試論—**

**<分担研究者>**  
**学習院大学経済学部教授 玄田 有史**

## 保育、就業選択と所得格差 —子育て世帯の所得構造に関する試論—

学習院大学経済学部  
玄田 有史

### はじめに

本稿の目的は、保育サービスの利用状況が、3歳未満の乳幼児を抱える世帯間の所得格差の構造とどのように関連しているかを明らかにすることである。

少子化時代のなかでの子育て支援として、保育サービスのあり方は、厚生行政や社会福祉の分野でもっとも重要な課題の一つである（国立社会保障・人口問題研究所（2002））。一方、労働市場の課題として、所得格差の動向については、格差の拡大が顕著となった1980年代以降の米国での研究興隆に端を発し、日本でも90年代後半以降、「貧富差が本当に拡大しているのか」は広く注目される問い合わせとなっている（橋木（1998）、大竹（2000）等）。

ところが、保育サービスの利用と所得格差の状況について、この重要な両者の関連性に直接言及し、考察した研究は、意外なほど少ない。その理由としては、両者を総合的に分析するデータの利用が限られていたことが大きかったと、筆者は考える。

そのようなデータ環境のなか、平成10年に厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」では、乳幼児を抱える世帯における日中の保育等の状況を調査項目として、はじめて加えている。同調査はこれまでも、各世帯およびその構成人員の就業、年金加入、介護などの状況の他、雇用所得、事業所得、地代、年金などの各種収入をつぶさに調査している貴重な情報ソースであった。それに加えて、平成10年度には、乳幼児（調査では6歳未満を対象）の日中の保育を「乳幼児の父母」、「乳幼児の祖父母」、「保育所（認可）」、「認可外保育施設」、「幼稚園」、「その他」のなかから選択することになった。これによって、保育サービスの利用状況を、世帯の収入状況と直接関連させて分析することが可能となつたのである。

以下では、各世帯のうち、保育所の対象年齢となる3歳未満の乳幼児を抱え、夫が何らか

の仕事をしている世帯を取り上げ、そこでの保育と所得状況を分析する。その際、妻の就業状態によって世帯を類型化する。これまでの研究からも、正社員とパートタイムの所得格差が拡大している他、自営業の所得環境も急速に悪化しつつあることが指摘されてきた（篠崎（2001）等）。さらに、3歳未満の乳幼児を抱える世帯の多くでは、妻が就業するか辞めるかの選択に悩まされている。

そうなると、保育所の整備は、正社員か、パート社員か、はたまた独立自営業かといった、女性の就業選択に少なからず影響を与えることが予想される。では、そのような妻の就業選択の結果として、保育所の利用状況の相違が、世帯間の所得分布にどのような変化を生んでいるのだろうか。

そこで、保育所を利用している世帯とそうでない世帯の間で、どのような所得格差が生じており、そのなかで女性の就業形態がどのように関与しているかを、以下、考察していく。

#### データ

平成10年（1998年）6月4日に実施された「国民生活基礎調査」世帯票および、同年7月16日に調査された所得票と貯蓄票を組み合わせて利用することで、保育所の利用と妻の就業選択が、世帯間の所得格差に与える影響を分析する。

データとしては、3歳未満の乳幼児を抱えており、夫が何らかの仕事をしている世帯を、妻の就業状態に併せて、「仕事なし（専業主婦）」、「一般雇用者（正社員）」、「契約雇用者（パート・アルバイト、臨時雇用など）」、「自営業・家族従業者（会社役員も含む）」、「家庭内職者」に分類した。それぞれのサンプル数と構成比は、表1に示されたとおりである。

表をみると、これらの4世帯のうち3世帯では、妻がいわゆる専業主婦となっている。妻が正社員として働いているのは、全体の2割弱の世帯に限られる。子どもが3歳未満の場合には、妻がパートとして働くことも極めて少なく（2%弱）、自営業などの選択は5%にすぎない。乳幼児を抱える世帯において、妻が就業することの難しさが改めて確認できる。

次に、妻の就業状態別に、保育所の利用の有無を調べたのが、表2である。ここでいう

「保育所」には認可と認可外の両方が含まれている。世帯全体でみると、保育所を利用しているのは11.3%にのぼるが、妻が専業主婦の世帯では、約97%とほとんどすべてで保育所を利用していない。それに対して、1998年の段階で、妻が正社員である世帯の約4割は、保育園を利用している。ただし、妻が正社員の世帯でも、日中の乳幼児の保育を祖父母がしてくれる環境にある状況では、保育所の利用は大きく下がる。祖父母が面倒をみてくれている場合、妻が正社員の世帯の約84%は保育所を利用していない。それだけ、妻が正社員であり、周りに祖父母がいない場合には、保育所が就業継続にきわめて重要な役割を果たしていると、いえるだろう。

保育所が妻の就業に及ぼす影響は、正社員の場合にとどまらない。パート・アルバイトなど契約労働の場合でも、48.6%と半分弱の世帯が保育所を利用している。保育所が日中に利用できる、9時から5時といった時間だけ、パートなどで働く妻の姿が想像できる。また後で特に注目をする自営業・家族従業者世帯でも、保育所を利用している割合は、意外に高い。自営業などの世帯のおよそ3割が保育園を利用しており、自営業など非雇用者として妻が働く上でも、保育所は力強い味方になっているのである。

### 生活意識

では、これらの妻の就業状態に応じて、各世帯の生活状況・経済状況に、どのような違いがあるのだろうか。調査では「現在の暮らしの状況を総合的にみてどう感じていますか」という質問項目がある。この項目について「大変苦しい」、「やや苦しい」、「普通」、「ややゆとりがある」、「大変ゆとりがある」という択一項目の回答状況を示したのが、表3である。

ここからはまず、保育所を利用する世帯の生活状況の厳しさが見て取れる。世帯全体でみても（ここでも、3歳未満の乳幼児を持つ、夫が仕事をしている世帯）、「大変苦しい」と答えてているのは、保育所を利用していない世帯が全体の20.6%であるのに対し、保育所を利用している世帯は24.7%と、高くなっている。

妻が正社員の世帯では、保育所利用の有無で「大変苦しい」の違いは少ないが、むしろ「やや苦しい」について、保育所利用世帯の割合が高くなっている（保育所利用無しが29.8%なのに対して、利用では34.9%となっている）。妻が正社員として働くことで、働

かない場合に比べて収入は増加するものの、時間的制約や保育費用増などの出費の増加から、生活は苦しいと感じる世帯は多くなっているのである。

表3の項目のなかで、生活が「大変苦しい」と答える割合がきわめて高くなっているのは、妻が自営業・家族従業者もしくは家庭内職者となっている世帯のうち、保育所を利用している場合なのである。

保育所を利用できる分だけ収入があり、その家族の生活はゆとりがあるのだろうと考えるのは、データの上からは、どうやら間違いなようである。なかでも、雇われて働くのではなく、自分で商売や企業などを展開している妻のうち、保育所を利用している（利用せざるをえない）世帯の経済状況がきわめて厳しい可能性が高い。

### 世帯総所得の状況

では、より具体的に、世帯総所得の状況にはどのような違いがあるのだろうか。所得票から、妻の就業状態別に世帯全体の平均総所得を計算した結果が、表4である。

この表からまず明らかなのは、妻の就業状態が同一である世帯を比較したときの、保育所を利用している世帯の相対的な所得水準の低さである。

サンプル全体でみると、保育所利用無しの世帯の平均総所得が659.9万円であるのに対して、保育所利用有りの世帯の平均総所得は662.8万円と、やや保育所を利用している方が収入は多くなっている。この結果だけみると、保育所を活用することによって妻の就業時間が拡大出来、保育所が収入改善に貢献しているようにみえる。

しかしながら、妻が正社員として働く世帯同士を比べてみると、保育所利用なしの世帯の平均総所得が813.9万円なのに対して、保育所利用ありの場合は、786.9万円と、利用している方がむしろ所得は低くなっているのである。同様に、専業主婦同士やパート・アルバイトなどの契約雇用者同士をみても、保育所を利用しているほうが平均総所得は低くなっている。

くわえて、保育所利用の有無によって所得の違いが顕著なのは、自営業・家族従業者の世帯である。保育所を利用している自営業などの世帯では平均総所得が439.9万円にすぎない一方で、利用していない自営業などについては1017.0万円と2倍以上に高くなっているのである。

なぜ、妻の就業状態をコントロールした場合、保育所を利用している方が、所得は低くなっているのだろうか。保育所を利用する事が、子どもの送り迎えの必要性から、妻や夫の労働時間を実質的に短縮させ、結果的に生産性を低下させることで収入を減退させるという面がないとはいえないだろう。しかし、それよりもより可能性が大きいのは、そもそも夫の収入の高いことが、妻の保育所利用を抑制するという側面だろう。すなわち、夫の所得の高い、その結果として世帯収入も高い世帯では、妻が仕事に就かずに専業主婦になる、もしくは労働時間や日数を短縮させるといった傾向が強まる（ただし、最近の小原（2001）の研究によれば、夫の所得の高い妻が就業を抑制する関係は弱まっているというが）。

いずれにせよ、夫の収入が十分な世帯では、妻の労働時間制約が小さいことから、結果的に保育所利用も抑制されるといった状況を、保育所利用がかえって低所得であることを、表の結果は示唆している。

この結果は、いいかえれば、保育所を利用している世帯では、夫の収入がそもそも十分に高くないために、妻が世帯総収入を補完するために保育所を利用しながら働いているといった傾向が強いことを物語っている。その意味では、待機児童問題など、保育所を利用できることによる制約がより深刻なのは、比較的所得の低い世帯の場合であるといえるだろう。

ただし妻が正社員として働いている世帯であり、保育所を利用している場合であっても、子どもの面倒を祖父母がみているような状況では、収入はけっして低くない。822.4万円といったその平均総所得は、保育所を利用していないくて祖父母が面倒をみている場合の818.7万円よりもむしろ高くなっている。これまででも女性の就業決定要因を考察した多くの研究でくりかえし指摘されてきたように、妻の就業選択には、孫の面倒をみてくれる祖父母が大きいことが、ここからも見て取れるのである。

このように、保育所の利用状況と世帯収入の関係をより厳密にみるには、祖父母の状況の他、世帯主の年齢といった要因などをコントロールする必要があるだろう。賃金の年功的傾向が弱まりつつあるといつても、世帯主の年齢が高い方が、収入は高くなっている場合が多いのは厳然たる事実だからである。そこで、表5には、世帯総所得を自然対数化した上で、それを被説明変数とした所得関数を推計した結果を掲げた。

推計式（1）の結果をみると、予想したとおり、世帯主の年齢の高さによって収入が影響されていることがわかる。その上で、妻の就業状態による収入の違いを、就業状態のダミー変数に関する推計結果からみると、「仕事なし」に比べて、「一般雇用者」の場合は有意に係数は正であり、およそ25%収入は高くなっている。反対に「家庭内職」の世帯では、有意水準が10%ではあるものの、収入は「仕事なし」よりも低くなっている。

これら、夫の年齢や妻の就業状態をコントロールした上で、改めて「保育所を利用している」というダミー係数の結果をみると、係数は有意に負となっており、保育所利用世帯は総収入が低いという表4でみた結果が、統計的にも確認できる。

保育所利用の影響について、保育所を認可保育所と認可外保育所に分け、それぞれの影響を分析したのが、表5のうちの推計式（2）である。この結果からは、保育所のうち、認可保育所を利用している世帯について、特に世帯所得は有意に低くなっている。推計結果によれば、保育所そのものを利用していない場合に比べて、認可保育所を利用している世帯では平均17%収入は低いといった計算になる。反対に、認可外保育所を利用している世帯の収入が低いといった傾向は、ここからは観察されない。所得の低い世帯が比較的、認可保育所を利用することが多いのに比べて、どちらかというと所得の高い世帯では、認可外保育所を利用するケースが多いのだろう。

このように保育所利用は所得との明確な関連性が指摘できる一方で、「祖父母が子育てに協力している」といったダミー変数についての係数は、推計式（1）、（2）のいずれについても統計的に有意でなく、必ずしも世帯全体の収入への影響はみてとれない。祖父母の存在が妻の就業機会を広げるのはほぼ間違いないとしても、それが世帯収入の増加をもたらすかどうかは、今後、より詳細な検討が必要だといえそうである。

推計式（3）は、推計式（1）の説明変数に、妻の就業状態ダミーと、保育所利用ダミーの交差項を新たに加えたときの推計結果である。

交差項のうち、妻が一般雇用者、すなわち正社員である場合の係数は、有意に正となっている。すなわち、保育所を利用している世帯のうち、妻が正社員で働いている場合には、世帯の収入には改善傾向がみられることが統計的に確認できる。ただし、その一方で、保育所利用ダミー単体の係数はここでも負であり、統計的に有意でもある。そのため、妻が正社員として働いている世帯が、保育所利用をすることで収入が高くなっているかどうか

となると、保育所を利用する一般雇用者の世帯がそもそも低所得である効果（係数では-0.2125）と、正社員が保育所を利用することで所得が高まる効果（係数では0.1966）が、ほぼ相殺し合うかたちになる。その結果、妻が一般雇用者である世帯にとって、保育所利用が所得に与える影響は、中立的になっているのである。

一方、妻の就業状態のなかでも、保育所利用が明らかに低所得世帯の様相を強めているのは、妻が自営業・家族従業者として働いている場合である。自営業・家族従業者ダミーの係数そのものは、推計式（3）をみると、有意にプラスである。したがって、保育所を利用していない世帯同士でみると、妻が自営業などの場合には、妻が仕事をしていない場合に比べると、収入は高くなっている。

しかしながら、自営業は富裕であるといった状況が、保育所利用世帯についてみると、一変する。保育所利用ダミー単体の係数が有意に負であるのと同時に、自営業等ダミーと保育所利用ダミーの交差項も有意に負となっている。すなわち、自営業などの非雇用者として女性が働いている場合、保育所利用を選択していることは、保育所を利用しながらも働くを得ない状況であることから、低所得世帯である様相を極めて強くしているのである。

3歳未満の乳幼児を抱えている世帯のなかで、経済的に苦しい状況にある可能性が高いのは、妻が非雇用者として働きながら、なおかつ保育所を利用している（せざるを得ない）状況におかれている場合なのである。

### 貯蓄の取り崩し状況

自営業世帯、なかでも保育所をしている世帯の、苦しい経済状況は、所得だけでなく、貯蓄の増減状況からも確認できる。表6は、貯蓄票から、妻の就業所帯と保育所理由状況別に、平成9年（1997年）6月末に比べて、平成10年7月16日現在の貯蓄が、「増えた」、「減った」、「変わらない」のいずれかを調べた結果である。

3歳未満の乳幼児がいて夫が働いている世帯全体で、貯蓄が減っている、すなわち貯蓄を取り崩しているのは、34-35%となっている。保育所の利用有無で、貯蓄の減少割合にそれほど違いはないものの、逆に貯蓄が増えている割合をみると、保育所利用有りで14.9%に対して、利用無しでは20.4%と、5%以上高くなっている。保育所利用世帯が相対的に低所

得であることが、貯蓄の増加傾向の違いにも表れている。

妻が自営業・家族従業者で働いている場合、一般雇用者として働いている場合などと比べて、貯蓄を取り崩す傾向がきわめて強くなっている。一般雇用者全体では貯蓄が減っているのが32.9%であるのに対し、自営業などでは47.1%と14%以上の違いがある。

自営業・家族従業者のなかでも、特に保育所を利用している場合には、過半数の55.2%が貯蓄を減らしており、増やしているのは6.9%にすぎない。同じ自営業でも、保育所を利用していない世帯で21.9%が貯蓄を増やしていることと比べると、改めて保育所を利用している自営業世帯の生活の苦しさが、ここから浮かび上がってくる。

貯蓄の取り崩しを規定する要因をより厳密にみるために、貯蓄が「減った」と答え、「増えた」もしくは「変わらない」とは答えない確率を、プロビット・モデルによって推計した。その結果が表7である。

まず表の左にある、保育所の利用有無で区分せずに、保育所の3歳未満がいる世帯全体でみると、意外なことに夫の年齢が高いほど、貯蓄を取り崩す確率が有意に高くなっている。これは夫の年齢が高い世帯ほど、子どもが複数いたり、住宅や教育などのために支出が多くなっていることを意味しているのかもしれない。このような年齢の影響をコントロールし、妻の就業状態に注目すると、貯蓄を減らす確率が有意に高くなっているのは、やはり、妻が自営業・家族従業者の世帯のみである。

表7の真ん中は、保育所を利用している世帯にサンプルを限定した場合である。妻が自営業等の世帯において貯蓄が取り崩されている可能性が高いことが、ここからもわかる。表中の限界効果は、ダミー変数の場合、他の変数がそれぞれ平均水準に固定された上で、変数が0から1に変化したときの確率変化を表している。限界効果によると、保育所を利用している世帯では、それ以外の世帯に比べて、貯蓄が減少する確率は24.8%高くなっている計算になる。

その他、保育所を利用している世帯では、祖父母が子育てに協力をしてくれている場合ほど、貯蓄は取り崩されている可能性が高い。祖父母が協力してくれることで支出が抑えられ、貯蓄は増加するといった予想が成り立ちそうに思うが、実際にはそうなっていない。むしろ祖父母に協力してもらえる環境を整えるために、呼び寄せなどの費用を負担するなど、かえって支出が膨らむ構造があるのかもしれない。

表7の右にある数値は、保育所を利用していない世帯に限定した場合である。ここでは、自営業・家族従業者世帯で貯蓄が減少するといった傾向は観察されない。自営業などの世帯で貯蓄が取り崩される状況は、保育所を利用している世帯に限定してみられるものである。先の所得関数の推計結果と併せて考えると、保育所を利用しない自営業には、所得面で困難を抱えていない場合が多いと考えられる。自営業世帯は、雇用者世帯に比べて、所得のばらつきが大きいが、保育所の利用の有無は、このような所得の高低に対応しているといった面が少なくないのである。

### 分析結果が意味するもの

以上見た、3歳未満の乳幼児を抱える世帯についての所得分配の構造は、日本の労働市場のどのような特徴を反映しているのだろうか。

1980年代以降、日本の労働市場における他の先進国の多くでみられない特徴としては、非農林業自営業世帯の趨勢的な減少傾向が挙げられる（OECD (2000) 「エンプロイメントアウトロック」など）。なかでも、30歳代や40歳代といった、いわゆる「働きざかり」の年代層で自営業を選択する人々の数が大きく減少している。さらには他の先進国では女性のなかで従業員を雇う自営業者が増えている一方で、日本では総務庁統計局「就業構造基本調査」などをみても、そのような傾向はみられていない。

本研究会の中間報告でも指摘したように、実際のところ、雇用者と比較したときの自営業の相対所得は、1990年代に伸び悩んだ。Genda and Kambayashi (2002)では、総務庁統計局「全国消費実態調査」を用いて、自営業のなかでも特に東京、大阪、名古屋の大都市圏に住む、30代後半から40代の実質所得がほとんど増加していないことを指摘した。これらの年齢層の自営業世帯では、乳幼児を抱えている場合も少なくない。そのなかで、妻が仕事を休業して子どもの育児をするだけの経済的余裕がない自営業世帯は、保育所に子どもをあずけることで、夫婦で働き、収入の減少傾向に歯止めをかけようと必死に働いていることが予想できる。

さらに研究会中間結果からは、女性が自営業などを選択した場合の所得環境は悪化するどころか、むしろ改善傾向すらみられていた。女性が、雇用者以外の就業を選択することは、経済のサービス化進展などから、有利になっていると考えられる。Pink (2001)によれ

ば、90年代に入ってアメリカの就業者の4人に1人は、フリーランス、期間限定雇用者、もしくはミニ起業家といった「フリーエージェント」として働いているという。なかでもアメリカ人のフリーエージェント化の原動力となっているのが女性であり、インターネットとヨコの人的ネットワークを駆使することによって、会社組織に働く人々よりも年収が上回る場合も少なくないという。

しかしながら、日本の状況をみてみると、小さい子どもを抱えて保育所を利用している自営業の女性は、実際のところ、厳しい経済環境に置かれていることが少くない。保育所を利用せざるを得ない状況では、祖父母の支援なども得られず、個人の事業も時間的な面などで制約されていることが多い。妻が会社員以外のかたちで働いている場合、夫も自営や役員であることが多く、そこでは妻が貴重な労働力である面も強いだろう。

これらの状況は、自営業として高い潜在的な生産性が期待されながらも、乳幼児を抱えていることから、時間的な制約などが大きく、その有利な環境を活かし切れていない女性およびその世帯が、日本で多数存在していることを意味しているのではないだろうか。

さらには、自営業などで働いている女性は、雇用者として働いている場合に比べて、時間の固定的な拘束が少ない反面、深夜や休日なども働かなくてはならない場合も多い。ところが、時間外保育や休日保育の利用が限定されている保育サービスの現状では、そのような自営業的に働く女性の子育てニーズに対応することはむずかしい。育児休業制度の普及によって、少なくとも制度的には育児休業の取得とその後の会社復帰の可能性が開けた正社員の女性に比べて、フリーで働く女性にとって育児中の文字通りの「休業」がその後のビジネスチャンスを奪ってしまう面もあるだろう。

このように考えると、非雇用者というかたちで働く女性にとって、保育所の整備は欠かせないものであり、その利用によって女性の活躍機会を大きく広げる可能性があるにもかかわらず、現状はそのチャンスが生かされていない。その結果が、ここでみた、妻が自営業で働き、かつ乳幼児のために保育所を利用している世帯の、厳しい所得環境となって表れているのではないだろうか。

無論、そのような結論を下すには、もっと議論が必要であるという批判は当然だろう。特に、ここで用いたデータは所得と保育利用の状況といったきわめてユニークな内容を含んでいる反面、いかんせんデータがきわめて少ない。データの蓄積によって、ここでの主

張がさらに強化されるか否か、今後、一層の検討が必要になるのである。

### 結びにかえて

本稿では、世帯の所得状況とならんで、乳幼児の日中における保育等の状況を調査している「国民生活基礎調査（平成10年）」のデータを利用して、保育所の利用が、乳幼児を抱える世帯間の所得格差の状況とどのように関連しているかを考察した。

保育所を利用している世帯は、妻に就業機会が開かれる分だけ、世帯収入は多いという見方がある。しかしそれとは反対に、保育所を利用せざるを得ないのは世帯収入が少ないからであって、むしろ保育所を利用しなくてすむ世帯ほど、裕福で所得も多いという見方が存在する。

日本の現状を見る限り、この二つの見方のうち、より妥当なのは後者である。すなわち、保育所の利用は、低所得世帯を中心に利用が進んでいるというのが現状である。特に、夫が働き、乳幼児がいて妻が専業主婦という世帯では、保育所を利用している場合が少ない。それは家計に十分ゆとりがあり、妻が就業する必要がない結果、その分、母親本人が乳幼児の面倒を見ているという面が強い。

ただし、妻が正社員として就業を継続している家計に限定すると、保育所を利用している世帯とそうでない世帯の間では、世帯総所得の格差はほとんどない。先に述べたように、低所得世帯ほど保育所を利用する傾向がある一方で、保育所を利用することで正社員である妻の所得は、増加する。その結果、この両効果が相殺し合うことによって、妻が正社員である世帯の所得に対する、保育所利用の効果は、中立的になる。すなわち、共働き世帯では、保育所を利用しているからといって、裕福なわけでもなければ、貧しいといったわけでもないのである。

その一方、妻が正社員として雇用されている場合と異なり、保育所を利用している世帯のなかで、特に所得環境が厳しいのは、妻が自営業などの非雇用者として働いている場合である。

自営業である妻が、保育所を利用しているような状況とは、子どもを持つことによって就業が著しく困難になっていることを示唆している。自営就業に余裕があったのならば、保育所を利用しなかつただろうからである。同じ自営業でも、保育所を利用していない世

帯に比べて、保育所を利用している世帯の収入は著しく低くなっている。さらには、保育所を利用している自営業世帯は、比較的親が若い年代でありながらも、貯蓄の取り崩しをしている場合が少なくない。自営業世帯が保育所を利用することは、その家計が相当きびしい状態にあることの、ひとつのシグナルになっているのである。

待機児童の解消や保育サービスの拡充が話題になるとき、往々にして念頭に置かれていたのは、正社員として雇用され働くことを希望しながら保育所が利用できないためにその能力発揮機会を制限される女性であることが多かったように思われる。もちろん、このような状況を改善する必要があることは言うまでもないが、それとならんで、保育所の利用を切望しているのが、雇われて働くのではなく、自営業などで働いており、かつ経済状況がきびしさのなかにある女性である。

女性にとって、正社員やパート社員といった雇用されて働くだけでなく、自らが「フリーエージェント」として働く機会も広がることは、真の意味での選択肢の多様化をもたらすだろう。しかし、自らビジネスを起こしたときの経済状況は、2-3年といった期間は当面きびしいのがいわば「常識」であり、なおさら若い女性で乳幼児を抱えている場合には、そのビジネス環境はきわめて苛酷なものであろう。特にフリーで働く場合には、雇用者として働くような確定的な労働時間の配分がむずかしくなるのも事実である。

今後、女性の独立開業を側面から支援するためにも、フリーランスや起業家などを選択した女性で、仕事を継続していくために保育所を利用せざるを得ない状況では、時間外保育や休日保育などの保育サービスの充実を進めていかなければならない。それは、所得格差の議論のなかで比較的見過ごされがちだった低所得の自営業世帯への間接的な所得再分配政策となるだけでなく、能力と意欲のある女性がみずからビジネスを起こし、ひいては、経済を活性化させていくための原動力となるだろう。

## 参考文献

- 大竹文雄 (2000) 「90年代の所得格差」、『日本労働研究雑誌』480号、2-11ページ
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2002) 『少子化社会の子育て支援』東京大学出版会
- 小原美紀 (2001) 「専業主婦は裕福な家庭の象徴か?」、『日本労働研究雑誌』493号、15-29  
ページ
- 篠崎武久 (2001) 「1980~90年代の賃金格差の推移とその要因」、『日本労働研究雑誌』  
494号、2-15ページ
- 橋木俊詔 (1998) 『日本の経済格差』岩波書店
- Genda, Yuji, and Ryo, Kambayashi (2002) Declining Self-Employment in Japan, the  
Journal of the Japanese and International Economies, forthcoming.
- OECD (2000) Employment Outlook, OCED: Paris.
- Pink, Daniel, H. (2001) Free Agent Nation: How America's New Independent Workers  
Are Transforming The Way We Live, Warner Books Inc.: New York (訳書『フリーエ  
ージェント社会の到来』池村千秋訳、ダイヤモンド社)

表1. 3歳未満幼児がいる世帯(夫が「仕事なし」の場合を除く)

|           | サンプル数 | 構成比(%) |
|-----------|-------|--------|
| 仕事なし      | 1,586 | 74.81  |
| 一般雇用者     | 368   | 17.36  |
| 契約雇用者     | 38    | 1.79   |
| 自営業・家族従業者 | 106   | 5.00   |
| 家庭内職者     | 22    | 1.04   |
| 全体        | 2,120 | 100.00 |

資料)厚生省「国民生活基礎調査」平成10年。  
以下、同様。全体の総サンプル世帯数は、30506。  
契約雇用者とは、「1ヶ月以上1年未満の契約の  
雇用者」もしくは「日々又は1ヶ月未満の契約の  
雇用者」であることを指す。

表2. 保育所の利用状況

| 妻の就業状態    | 全体    | うち保育所 |       | うち保育所 |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           |       | 利用無し  | (%)   | 利用有り  | (%)   |
| 全体        | 2,073 | 88.66 | 89.10 | 11.34 | 10.90 |
| 仕事なし      | 1,577 | 96.83 | 96.95 | 3.17  | 3.05  |
| 一般雇用者     | 337   | 60.83 | 83.89 | 39.17 | 16.11 |
| 契約雇用者     | 35    | 51.43 | 78.57 | 48.57 | 21.43 |
| 自営業・家族従業者 | 102   | 71.57 | 85.19 | 28.43 | 14.81 |
| 家庭内職者     | 22    | 68.18 | 0.00  | 31.82 | 0.00  |

注)「うち祖父母有り」とは、日中の保育を乳幼児の祖父母が行っている場合があることを指す。保育所には、認定保育所と認定外保育所の両方を含む。